

合格者
保護者各位

令和 7 年 1 1 月
鴻理会（山口大学理学部同窓会）会長
浅原 司

同窓会ご入会について（ご案内）

山口大学理学部に合格された諸君ならびに保護者の皆様に対して心からお慶び申し上げます。理学部は、昭和 53 年に文理学部理学科を改組して新しく発足したものであります。この学部改組に伴い、本会は昭和 56 年秋、文理学部理学科卒業生と理学部卒業生を一体とする形で新たに誕生しました。さらに昭和 59 年以降、大学院理学研究科修了生を、平成 11 年から大学院理工学研究科修了生を、平成 18 年から理学部を専ら担当とする教員による大学院医学系研究科入学生を、平成 28 年から大学院創成科学研究科入学生を迎え入れ、母校の発展と会員相互の親睦のために着々とその地歩を固めつつあります。

母校の発展は関係者すべての願いです。幸い、同窓生は教育界、官公庁、産業界など社会の各方面に進出して、近年、その社会的評価を次第に高めております。今後母校のさらなる飛躍には、在学生や同窓生の自覚と互いの協力に期待するところが少なくありません。どうか本会の趣旨を理解いただき、積極的にご入会くださいますようご案内申し上げます。

現在、山口大学同窓会連合会も設立され、鴻理会もその一員として山口大学全体のさらなる発展をめざしております。鴻理会に加入いただきますと、同窓会連合会からの情報も入手可能になり、いろいろな面で便利になります。

次ページの「鴻理会会則」のように本会の入会金は終身会費（15,000 円）となっており、在学中は準会員、卒業後は正会員として迎えられます。

尚、入会金支払い後、2 月 22 日までに入学辞退の意思表示をされた方については入会金を返還致します。

鴻理会（山口大学理学部同窓会）連絡事務所
〒753-0831 山口市大字平井 773-2
沖田ビル 202 号室
電話 083-928-4527（FAX 兼）

鴻理会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は鴻理会（山口大学理学部同窓会）と称し、事務所は山口市内（山口市吉田1677-1 山口大学内）におく。

(目的)

第2条 本会は会員の親睦を図り、併せて山口大学理学部及び関連する大学院研究科（創成科学）の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿情報の作成，修正及び管理
- (2) 会報（電子会報を含む）の発行
- (3) 教育学術活動支援事業
- (4) その他必要な事業

(会員)

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

(1) 正会員

- 1) 山口大学文理学部理学科卒業生
- 2) 山口大学文理学部理学専攻科修了生
- 3) 山口大学理学部卒業生
- 4) 山口大学大学院理学研究科修了生
- 5) 山口大学大学院理工学研究科及び医学系研究科修了生（但し、理学部を専ら担当する

大学院理工学研究科及び医学系研究科教員を指導教員とした者）

- 6) 山口大学大学院創成科学研究科修了生（但し、理学部を専ら担当する大学院創成科学研究科教員を指導教員とした者）

(2) 特別会員 山口大学文理学部理学科及び理学部旧教官（旧教員）、理学部を専ら担当する大学院理工学研究科及び医学系研究科旧教員、理学部を専ら担当する大学院創成科学研究科現旧教員。但し、正会員を除く。

(3) 準会員 山口大学理学部学生及び山口大学大学院創成科学研究科学生（但し、理学部を専ら担当する大学院創成科学研究科教員を指導教員とする者。すでに正会員である者は除く。）

(役員及びその任務)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長 若干名 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 常任幹事 若干名 常任幹事は会務を処理し、会の運営にあたる。
- (4) 監事 2名 監事は会計の監査にあたる。

(5) 事務局長 1 名 本会則第 7 条に規定する事務局を統括する。

(役員を選出及び任期)

第 6 条 役員は正会員の中から次により選出する。

(1) 会長 総会で選出する。

(2) 副会長 本会則第 9 条(2)に定める常任幹事会の推薦にもとづき、会長が任命する。

(3) 常任幹事 会長が会員の中から数学、物理学、情報科学、化学、生物学、地球科学の分野毎に任命する。

(4) 監事 本会則第 9 条(2)に定める常任幹事会の推薦にもとづき、会長が任命する。

(5) 事務局長 本会則第 9 条(2)に定める常任幹事会の推薦にもとづき、会長が副会長、あるいは、常任幹事の中から任命する。

2. 役員の任期は原則として 3 年とし、再選を妨げない。

(事務局)

第 7 条 本会に事務局をおく。

2. 事務局は会務の素案作成、および、事務処理を行う。

3. 事務局には本会則第 5 条(5)に定める事務局長、および、事務局員をおく。

4. 事務局員は副会長と常任幹事の中から会長が任命する。

(顧問)

第 8 条 本会に顧問をおく。

2. 顧問は原則として会長経験者が務める。

(会議)

第 9 条 会議は会長が召集し、出席者の過半数で議決する。

(1) 総会 総会は原則として、3 年毎に開催する。但し、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。総会は正会員でもって構成し、次の事項を審議する。

1) 会則の改正

2) 事業報告の承認

3) 会計報告の承認

4) 会長の選出

5) その他重要事項

(2) 常任幹事会 常任幹事会は、随時開催する。常任幹事会は会長、副会長及び常任幹事、本会則第 11 条第 2 項に定める支部長をもって構成し、細則の改正及びその他の会の運営に関する事項を審議する。会長の判断により、緊急を要する場合に限り、常任幹事会をもって総会に代えることができる。但しこの場合、常任幹事会での議事は次の総会において承認を得なければならない。

(会計)

第 10 条 本会の資金は、入会金、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2. 本会の会計年度は、当該年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(支部)

第 11 条 本会には支部をおくことができる。

2. 支部には支部長をおく。
3. 支部長は支部会員からの推薦にもとづき、会長が任命する。
4. 各支部の具体的な活動内容は支部で定める。

(鴻理会功労賞)

第 12 条 会長は、鴻理会の運営に尽力した会員に対し、鴻理会功労賞を授与する。

2. 鴻理会功労賞授与の手続きは別途定める。

(会員の義務)

第 13 条 会員は、住所、氏名、勤務先などに変更を生じたときは、速やかに本会事務所に連絡しなければならない。

(細則)

第 14 条 会費その他本会の運営について必要な事項は、細則で定める。

附則

この会則は、昭和 56 年 10 月 31 日から施行する。

この会則は、昭和 61 年 8 月 16 日から施行する。

この会則は、平成 8 年 8 月 24 日から施行する。

この会則は、平成 8 年 11 月 23 日から施行する。

この会則は、平成 13 年 8 月 12 日から施行する。

この会則は、平成 18 年 8 月 12 日から施行する。

この会則は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

この会則は、令和 4 年 3 月 6 日から施行する。

この会則は、令和 6 年 11 月 16 日から施行する。

細則

1. 会員の個人情報の取り扱いについては、別に定める「鴻理会における個人情報の取り扱いに関する方針」に従って行うものとする。
2. 総会は常任幹事会が企画し、運営する。
3. 会員（特別会員を除く）の入会金は 1 万 5 千円とし、入学時に前納する。
4. 次回の総会までに、会員・役員の所属組織等に変更がある場合は、常任幹事会で適宜決定する。

附則

この細則は、昭和 56 年 10 月 31 日から施行する。

この細則は、昭和 61 年 8 月 16 日から施行する。

この細則は、平成 8 年 8 月 24 日から施行する。

この細則は、平成 13 年 8 月 12 日から施行する。

この細則は、平成 18 年 8 月 12 日から施行する。

この細則は、平成 22 年 7 月 3 日から施行する。

この細則は、令和 6 年 1 月 28 日から施行する。

個人情報の使用の承諾に関するお願い

令和7年11月

鴻理会

「鴻理会における個人情報の取り扱いに関する方針」において、個人情報の使用に関して会員の皆様に承諾を得ることになっております。新しく入会していただく方にも個人情報の使用についての確認をさせていただいております。まことに恐縮ですが、鴻理会が個人情報を使用することを承諾されない方は、鴻理会事務所にご連絡ください。名簿への掲載項目の承諾については、名簿を更新して発行する機会毎に、その都度、会員の皆様に確認させていただきます。

個人情報の使用の承諾と名簿への記載事項の承諾について

○「承諾する」

この場合、鴻理会、会員から、会報やその他案内が送付されます。

○「承諾しない」

この場合、原則として、鴻理会、会員から、会報やその他案内が送付されることはありません。

個人情報の使用について承諾いただけない方は鴻理会事務所（下記）に直接ご連絡ください。

連絡先：〒753-0831 山口市平井 773-2 沖田ビル 202 号室 鴻理会（山口大学理学部同窓会）

TEL/FAX：083-928-4527 E-mail：kourikai@yamaguchi-u.ac.jp

電話の場合は平日 13:00-17:00 にお願ひします。

鴻理会における個人情報の取扱いに関する方針

令和 7 年 11 月 1 日

鴻理会

鴻理会は、会員の個人情報を適切に保護することを運営上の重要事項と位置づけ、個人情報保護に関する法律及び関連法令に従い、個人情報の適切な取得、管理、利用に努めます。

1. 個人情報の範囲

本方針における個人情報とは、会員（正会員、準会員、特別会員）の氏名（ふりがな）、自宅住所、自宅電話番号、勤務先名、勤務先電話番号、電子メールアドレス、卒業・修了年次、卒業学科・修了専攻など、個人を識別することができる情報です。

2. 個人情報の利用目的

鴻理会の目的である「会員の親睦を図り、併せて山口大学理学部及び関連する大学院研究科の発展に寄与すること」のために限り、保有する個人情報を利用します。

具体的には、以下のとおりです。

- 1) 会員相互の連絡および親睦
- 2) 会報、総会の開催案内の送付
- 3) 鴻理会名簿の発行
- 4) 国立大学法人山口大学、山口大学理学部、山口大学大学院創成科学研究科の事業に対する協力
- 5) 在校生の就職活動の支援
- 6) その他、鴻理会常任幹事会が必要と認める事業

3. 個人情報の取得

個人情報の取得にあたっては、法律や山口大学の関係する規則等に則り、公正な手段により取得します。

4. 個人情報の管理

鴻理会は、個人情報の管理責任者を鴻理会長とし、事務所において個人情報ファイルを保管し、個人情報の適切な管理と、第三者への漏洩防止に努めます。

5. 個人情報の第三者への提供、預託

鴻理会は、会員の個人情報を以下の場合をのぞき、第三者に開示・提供いたしません。

- 1) 法令で定めがある場合
- 2) 開示・提供について本人の同意を得た場合
- 3) 個人の生命、身体、財産の保全上、緊急を要する場合

- 4) 鴻理会の業務の遂行上、委託契約を結んだ業者に個人情報の取扱いを委託する場合、
鴻理会は委託業者に預託した個人情報の取扱いを適正に監督します。

6. 個人情報の開示、訂正、削除

鴻理会は、会員に関する個人情報について、会員ご自身にその開示・訂正・削除・利用停止等を求める権利を有していることを認識し、会員からこれらの要求があった場合には法令に従い速やかに対応します。

7. 名簿への記載事項の承諾と名簿の取扱い

名簿に掲載する個人情報に関しては、氏名（ふりがな）、自宅住所、自宅電話番号、勤務先名、勤務先電話番号の各項目について、各会員の承諾を得た項目のみを記載します。

名簿の販売・配布先は、原則として正会員、準会員、特別会員に限定します。

名簿の送付の際は、当該会員に対して、鴻理会の個人情報の取扱いに関する方針に基づき、「名簿は会員相互の連絡を目的としてのみ使用が許可され、それ以外の目的で使用してはならない。」ことと、「第三者への名簿の開示を禁じ、不要となった場合は適切な処分を行う。」ことを周知します。

8. 委託業者の選定

鴻理会は、会員の個人情報の調査、更新、名簿の作成・発行・販売、会報の発行・発送に関する作業を、委託業者に外部委託することがあります。委託業者の選定は、業者の個人情報の取扱いの方針を厳正に評価した上で行います。

9. 個人情報の漏洩の通知

第三者が何らかの方法で鴻理会名簿を持ち出し、利用していることが判明した場合、個人情報が第三者へ漏洩していることが明らかになった場合、すみやかにその旨を会員に伝えます。

以上